

委員会提出議案第4号

ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び鳥取市議会会議規則（昭和43年議会告示第1号）第14条第2項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和元年10月4日提出

提出者 鳥取市議会福祉保健委員会
委員長 星 見 健 蔵

鳥取市議会議長 山 田 延 孝 様

ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書

ハンセン病元患者家族の被害に対し、政府の謝罪・賠償を求める集団訴訟が行われたのは2016年のことでした。これに対して政府は、「家族に差別は及んでいない」との立場をとっていました。

これまでの政府のハンセン病問題の対応を見ますと、2001年熊本地方裁判所判決において国の隔離政策の違憲性を受け入れ、これにより謝罪と賠償を行っています。さらに、実態調査と検証を徹底するため、厚生労働省内にハンセン病問題検証会議を立ち上げ、あらゆる分野のハンセン病差別とのかかわりを調査・研究をし、被害には「家族の被害」も含めています。その後救済対象は旧植民地下の療養所にも拡大、その結果残された被害対象は家族のみとなりました。

このことについては、学者研究やマスコミ等によって明らかにされ、厚生労働省も中学生向け啓発パンフレットで、「入所者や社会復帰者、その家族に対する偏見や差別」について明らかにしています。

検証会議や啓発パンフレットでは、家族の苦悩・被害を明らかにして啓発しながらも、裁判では家族の被害を認めようとしないダブルスタンダードが、国民の間に不信感を招いていました。

本年6月28日、熊本地方裁判所は、家族の被害と国の責任を認め、損害賠償を命ずる判決を出しました。これを受け、国は首相談話で反省とおわびを表明し、控訴を行わず判決が確定しました。

このことを踏まえ、次の事項について強く要請します。

1. 政府は、確定判決に基づく賠償を速やかに履行するとともに補償措置を講ずること。
2. 関係省庁が連携・協力して、患者・元患者やその家族が置かれてきた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの強化に取り組むこと。
3. 国会は、確定判決と家族の訴えを受けとめて、元患者やその家族の方々が地域で安心して暮らすことができる社会の実現を図るために、立法措置など万全の措置を講ずること。

以上、地方自治法99条の規定による意見書を提出する。

令和元年10月4日

鳥取市議会議長 山田延孝

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

様